



埼玉県ふるさと  
創造資金

埼玉県のマスコット「コバトン」

# 子どもの権利

今と未来をつなぐ 大切な権利



## 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

第2条

差別がなく、  
平等であること

第3条

子どもにとって  
最も良いことを  
一番に考える  
こと

第6条

命が守られ、  
成長できること

第12条

子どもの  
意見の尊重する  
こと

このパンフレットと、「子どもにやさしいまちづくり宣言」は、令和7年度の「子どもまちづくり会議」のメンバーの意見を取り入れて作成しました。

# 子どもの権利って何?!



生まれた時からすべての人に「人権」つまり、「人としての尊厳が守られ、幸せに生きるために必要な権利」があります。「人権」をうばい取ることは、誰にもできません。

1989年、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が国際連合の総会にて、すべての国が賛成して成立しました。1994年、日本もこの条約に批准しています。

## 権利の主体は「子ども」

「子ども」は社会の一員です。大人と同じように権利を持っているとともに、子どもが幸せに生きるために必要な権利があります。「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、前文と54条の条文から成り立っています。

### 「4つの一般原則」



第2条  
差別の禁止



第3条  
子どもの最善の利益



第6条  
生きる権利  
育つ権利



第12条  
意見表明と反映

「4つの一般原則」は、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子供の権利の実現を考えるとときに合わせて考えることが大切な原則です。

ほかにも  
こんな条文も



第26条  
社会保障を受ける権利



第28条  
教育を受ける権利



第42条  
子どもの権利を知る権利

# 三芳町子どもの権利に関する条例



令和6年12月、三芳町は「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念に基づき、子どもにとっての最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、大人が子どもと約束する条例を制定しました。

この条例の策定においては、子どもからの意見を聴き、その意見を反映しています。

## 子どもにやさしいまちづくりの推進

条例では、子どもの権利を保障するために子どもにやさしいまちづくりを推進することが明記されています（一部抜粋）。

### 条例第10条 (子どもの権利の普及と啓発)

子どもは、権利の主体として、「子どもの権利」を知る権利があります。

### 条例第11条 (子どもの居場所づくりの推進)

大人は、子どもの意見を聴き、子どもの視点に立って、子どもが自分らしく過ごす事のできる居場所づくりを推進します。

### 条例第12条 (意思表示及び参画の推進)

子どもに関する施策の推進にあたっては、子どもの意見を聴き、適切に反映します。

### 条例第13条 (子どもの安全の確保)

大人は、子どもが健やかに育っていくために、安全安心できる環境を作ります。

### 条例第14条 (権利の侵害からの相談と救済)

子どもの権利保障のために、必要な相談体制を整備していきます。

### 条例第15条 (保護者への支援)

保護者の子育てにおける孤独感・孤立感をなくし、必要な子育て支援サービスを提供します。

「三芳町子どもの権利に関する条例」について➡



# 三芳町 子どもにやさしいまちづくり 宣言

1. 子どもの声を大切にします
2. 子どもの笑顔と夢を守ります
3. 安心できる居場所を増やします
4. 誰でも相談できる人と場所をつくります
5. 安全で過ごしやすいまちにします
6. 子育てをみんなで支えます

令和7年11月9日

## あなたの声をきかせてください

三芳町は「子どもにやさしいまちづくり」を推進しています。  
困ったとき、悩んだ時、一人で抱え込まないで、相談してください。



### 【児童家庭相談（三芳町こども支援課）】

電話：049-258-0055（直通ダイヤル）

時間：月曜日から金曜日 午前9時から 午後5時

### 【教育相談室】（三芳町教育委員会）

電話：049-274-1023（直通ダイヤル）

時間：月曜日から金曜日 午前9時30分から 午後4時30分

### 【子どもスマイルネット（埼玉県）】

電話：048-822-7007

時間：毎日 午前10時30分から 午後6時

令和8年3月発行

編集・発行/三芳町こども支援課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1